

パブリックコメント（町民意見の公募）

寒川町空家等対策計画（案）について、 みなさんのご意見をお待ちしています。

寒川町では、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されることから、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空き家の活用を促進するため、「寒川町空家等対策計画」（以下、「本計画」という。）を策定しています。

本計画は、平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）に基づき、必要な事項を定めております。みなさまのご意見をいただきながら、空き家に関する施策を総合かつ計画的に進めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

【募集期間】 令和3年5月10日（月）から 6月8日（火）

【対象】 寒川町内在住もしくは在勤または在学の方、町内で活動する企業、民間非営利団体またはその他の団体

【閲覧場所】 町役場本庁舎、都市計画課窓口、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、寒川総合図書館、健康管理センター、シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）、町ホームページ
各施設では、閉庁日、休館日等の閲覧はできません。
資料配布閲覧期間は、意見募集期間と同じです。

【提出方法】 本誌裏面または任意の用紙に、ご意見・住所・氏名（団体の場合は、団体名、担当者の指名及び所在地）などをご記入の上、次の方法で提出してください。

< 直接 > 閲覧場所の意見募集箱へ投函、または都市計画課へ持参

< 郵送 > 〒253-0196 寒川町宮山 165 番地

寒川町役場 都市建設部都市計画課 都市計画・開発指導担当 宛て

<ファックス> 0467-75-9906

<電子メール> toshikei2@town.samukawa.kanagawa.jp

【ご意見の取り扱い】

◎ ご意見は内容ごとに整理・分類し、町の考え方とともに、後日公表します。その際、住所や名前・団体名等は公表しません。

◎ ご意見を提出された方への個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ】 〒253-0196 寒川町宮山 165 番地

寒川町役場 都市建設部都市計画課 都市計画・開発指導担当

T E L 0467-74-1111 内線 321

F A X 0467-75-9906 電子メール : toshikei2@town.samukawa.kanagawa.jp

寒川町空家等対策計画（案）に対する 意見等提出用紙

氏名（団体名）

住所（所在地）

連絡先（電話）

勤務先又は通学先

（住所が町外の方のみ記入）

※意見を提出される時は、上記の内容をご記入ください。（寒川町パブリックコメント手続きに関する規則第6条第6項）

※提出いただいた方の個人情報については、この募集事務以外には使用しません。

【ご意見の該当箇所】

（該当するご意見のページ数を記入又は、全体的なご意見の場合は、全体を○して下さい）

1. 該当ページ (ページ 行目) ・ 2. 全体

【ご意見等をご記入ください】

※この用紙に書ききれない場合は、別紙（任意の様式）を付けてください。

◆意見の提出期限：令和3年6月8日（火）まで

◆問い合わせ先・意見提出先

寒川町役場 都市建設部都市計画課 都市計画・開発指導担当

住所：寒川町宮山 165 番地 電話 0467-74-1111 内線 321 F A X 0467-75-9906

電子メール：toshikei2@town.samukawa.kanagawa.jp